

令和2年7月9日
北陸信越運輸局

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和2年豪雨災害による被害を受けて～

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、長野県に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの車両について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

1. 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、7月8日付けで公示しましたのでお知らせします。

○ 対象地域

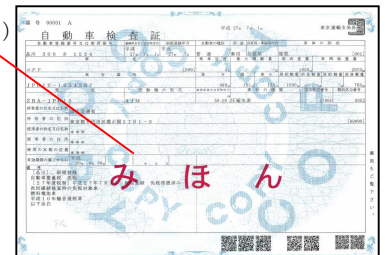
* 長野県(松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町)

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から同年8月3日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日	平成32年8月3日
------------	-----------



○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年8月4日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

○伸長手続きに関するお問い合わせ先

<お問い合わせ先>

国土交通省

長野運輸支局 検査・整備・保安部門

あしざわ しみず
芦澤・清水

TEL : 026-243-5525

北陸信越運輸局 自動車技術安全部 技術課

ささき にわ
佐々木・丹羽

TEL : 025-285-9155

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
また、福岡県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年5月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県（令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年2月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月8日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

記

1 松本自動車検査登録事務所管轄

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

令和2年7月8日

北陸信越運輸局長野運輸支局長